### 葦津珍彦「神聖をもとめる心」注解(三)

佐 野 智 規

#### 22 云々と。

テクストによればここからは、司法・裁判の場における〈神聖をもとめる心〉の考察が始まる。「立法や行政のことばかりでない。司法にしても同じである」というテクストの言明を、さしあたっては肯定も否定もせずに、つまり今までテクストが述べてきたものごとと、この段落以後語られることが、「同じである」とは前提せずに読み進めてみよう。

さて「同じである」という言明に続くのは、 司法権の「独立」についての、テクスト流の解 釈である。

明治の憲法いらい司法権は、厳として独立 しており、天皇は一切を裁判所に御委任に なっていた。いかなる裁判に対しても、天 皇が干渉し指示されることは決してないの である。

ここに言われる〈独立〉とは、「御委任」を前提とした不「干渉」による統治のことだ。では〈天皇〉から「御委任」されたひとびとは、どのように振る舞うべきか。

裁判官は、(a) 天皇国の法律に照らし、(b) ただ 自己の良心において、(c) これが神聖なる天 皇の裁判であると信ずるところにしたがっ て判決を下した。裁判のことを考えれば、 天皇統治の大権の意味がよくわかる。 下線と付番は本稿の挿入である。裁判官は(a) 国法と(b)良心、そして(c)「……と信ずるところ」に従う、という。(c)「信ずるところ」の問題は後述するとして、まず(a)国法と(b)良心のカップリングが、日本国憲法第七十六条第三項の規定に似通っていることについて考えておきたい。テクストが日本国憲法を下敷きにしてこの一文を組み立てたとは断定できないけれども、本段落4文めの「明治の憲法いらい司法権は」という記述を踏まえれば、この一文が、大日本帝国憲法第五十七条と、日本国憲法第七十六条とを、〈独立〉すなわち委任と不干渉による統治というコンセプトによって接合している、と読める。

ここで一度、先に引用した一文に戻ろう。裁判官が従うべきとされる(a) 国法と(b) 良心と(c) 「信ずるところ」は、二つの条件である。具体的に言えば、(b) 「良心において」(c) 「……信ずるところにしたがって」と、(b) (c) を一連の心的過程であると解釈する。つまり裁判官が(b) 「ただ自己の良心において」判決を下すことと(c) 「これが神聖なる天皇の裁判であると信ずるところにしたがって」判決を下すことは同じである。この解釈は、先に触れた、二つの憲法とこの一文とが似通っているという感触を裏打ちするだろう。すなわち表1のように、二つの憲法とこの一文の照応関係を描くことができる。

逆にもし、このような読み方を採らず、(c)を

	第一条件	第二条件
大日本帝国憲法第五十七条	天皇の名に於て	法律に依り
日本国憲法第七十六条第三項	その良心に従ひ独立してその職 権を行ひ	この憲法及び法律にのみ拘束される
「神聖をもとめる心」第22段落	(b)ただ自己の良心において (c)これが神聖なる天皇の裁判で あると信ずるところにしたがっ て	(a) 天皇国の法律に照らし

表1 注:(a)等は本稿による便宜上の付番である

(b)とは独立した条件として読むとどうなるか。この場合、日本国憲法下においては(c)に 照応する条項がなく、したがってすでに司法・裁判の場は〈神聖〉の構造を喪失した、という評価になるだろう。この評価は、「神聖感」の 喪失を嘆いていたテクスト序論部とは平仄が合うものの、しかし本段落が言明する「明治の憲法いらい司法権は、厳として独立しており」という二つの憲法を通貫した司法・裁判論とはつじつまが合わない。

先に述べたように、裁判官が従うべき条件がただ二つなのだとしたら、大日本帝国憲法における「天皇の名に於て」と、日本国憲法における「その良心に従ひ独立してその職権を行ひ」といういっけん同一には思われない条件を、テクストは自らを媒介として接合していることになる。この接合によって、〈天皇〉から「御委任」されたひとびと、〈天皇〉の不干渉のもとでも〈天皇〉の委任によって、「天皇の名に於て」行為するひとびとは、「天皇の名に於て」行為するかとびとは、「天皇の名に於て」行為する判断力が、かれらの〈良心〉となる。

ここにも〈隔たり〉を保った〈一致〉という 主題系を見ることができる。つまり個別の裁判 には介入しない点において、〈天皇〉は司法・ 裁判の場そして裁判官と〈隔たり〉を保つ。同 時に、裁判は大日本帝国憲法下では「天皇の名 に於て」行われ、あるいはこのような文言は日 本国憲法には不在であっても、〈天皇の名〉に おいて行為する判断力を自身の〈良心〉とする 裁判官が判決を下す。すべての裁判官は、個別 の裁判を通じて、「天皇統治」の理念型を提示 できるよう努めなければならない。このことが 裁判官における〈反省〉であり、テクストのい う司法の〈独立〉の意味内容である。

さて「司法にしても同じである」という本段 冒頭の言明について、ここまでの読解を踏まえ ていちど整理してみよう。裁判官は〈神聖〉の 構造によってその職権が規定されている。裁判 官は〈天皇〉と〈隔たり〉を保ちつつ、〈反省〉 によって〈天皇〉との一致を求める――理念的 には。本段落は「裁判のことを考えれば、天皇 統治の大権の意味がよくわかる」と結ばれてい るが、この〈大権〉は〈天皇〉ひとりにおいて 完結する権能というよりも、〈隔たり〉の両極 にあるひとびとが分有――〈分裂〉かもしれな いが――してはじめて現実化するような性質の ものだ。そして一般的に考えて司法・裁判の場 は、なんらかのトラブルや仲違いなくして存続 し得ない、つまりひとびとの間の揉め事が繰り 返されることを前提として設置された機構なの だから、日常的な揉め事が〈大権〉存在の与件 であり、個別の裁判が〈大権〉発動の契機であ る。すなわち〈統合〉は一時的なものであって、 それは繰り返される〈分裂〉を前提とする。こ の「同じである」の問題は、次の段落で引き続 き考えよう。

# 23 天皇が六法全書を解釈して判決されるわけでもなく、

冒頭一文は、前段落の論旨の再確認だと考え て良いだろう。すなわちテクストのいう「天皇 統治」(第22段落)とは、〈天皇〉が統治実務を執 ることではない、と。「そのようなことは、複 雑な現代社会では、決して望み得ることではな い」とは、比較的複雑ではない旧時代において 〈親政〉があり得たかもしれない、という留保 とも読める。この短い一文は、〈親政〉の史的 可能性を留保しつつ、「現代社会」における〈親 政〉の可能性を遠慮がちに否定する、そのよう なレトリックである。しかしテクストの理路か ら考えれば、〈親政〉は〈聖断〉同様に禁じら れるべきものだ。なぜならそれらは、〈政治〉 と〈祭祀〉との〈隔たり〉、〈獣性〉と〈神聖〉 とを隔絶させつつ媒介する〈反省〉の契機を、 消滅させるからである。

さて、前段落が裁判官の〈神聖をもとめる心〉 =〈反省〉と、司法・裁判の場における〈神聖〉 の構造を論じていたのに対して、本段では「被告」「原告(検事)」へと対象が広げられる。それぞれのアクターがそれぞれ固有の思惑を持つにもかかわらず、裁判所という空間においては、

天皇の臣民としての同一の思想の論理の上に立って、論争し判断しなければならなかった。裁判所は、ただ利害相反する不倶戴天の敵が、相対決して、権謀と実力を行使して闘争する修羅場とは考えられないで、同一の日本国民が理義をつくして討議し、公正にして神聖なる天皇裁判のまさにあるべき判決をもとめる場所と信じられたのである。

すなわちアクターの分裂は、「天皇の神聖なる 大権」の派生物としての「司法権」が個別具体 的な形を取る空間において、〈統合〉されなければならない。ここで次のような疑問を提起できるだろう。(A)なぜ「同一の日本国民」が主体として抽出されているのか。「日本国民」ではないひとびとは、この場所においてどのような態度を取るべきなのか、取り得るのか。(B)裁判所はつねに・すでに、〈神聖〉に満たされているのか。〈獣性〉〈修羅場〉をあらかじめ裁判所から排除し得るのか。そして(C)「信じられたのである」の含意とは。

これらの問いに立ち入る前に、前段落から持 ち越している問い、「司法にしても同じである」 (第22段落)がどのような意味で「同じ」か、に ついて考えておきたい。ここまでの考察から、 閣議と裁判では〈獣性〉の布置が異なっている と言える。すなわち第21段落で論じたように、 〈神聖をもとめる心〉と〈反省〉とに満たされ た詔書起草の閣議は、〈獣性〉に泥む通常の閣 議や日常態の閣僚たちとの対比によって、その 麗しい性格が規定されていた。同じ空間、同じ メンバー、しかし詔書の起草であるか否か、〈天 皇〉の名によって語るか否かが、聖別された空 間とその外部との〈隔たり〉であった。対して、 「天皇統治の大権の意味がよくわかる」(第22段 落)と評された裁判においてはどうか。〈隔たり〉 は、裁判所の境界に一致すると言ってよい。境 界の外部において〈対立〉するひとびとは、裁 判所内で行われる様々な司法手続きに参加した 途端、〈統合〉をなす。この〈統合〉は、法令 が各アクターに強制するものとしては語られ ず、各アクターと、「公正にして神聖なる天皇 裁判」はかくあるべしと各アクターによって「信 じられた|空間との関係性に由来するらしい。 このように考えれば、裁判所の外部空間は、〈獣 性〉に満ちた〈修羅場〉である。

## 24 帝国憲法第五十七条「司法権は天皇の名に 於て法律に依り裁判所之を行う。裁判所の構成は法律を以て之を定む」と定められていた。

大日本帝国憲法第五十七条の条文を確認したのちテクストは『憲法義解』を引用するが、その目的は何か。大日本帝国憲法の起草意図を『憲法義解』に語らせることで、司法・裁判の場における〈神聖〉の構造を補強するため、と推測はできるけれども、しかしまず引用された『憲法義解』それ自体の論旨を考えてみよう。テクストが引用した文章に近い1889年(明治22)出版の『大日本帝国憲法義解』(以下『義解』と略記する。)を参照し、テクストの引用文中ではダーシ「――」によって中略された部分を復元してみよう。

テクストがダーシで省いたのは、「司法事務沿革ノ概略」(『義解』77頁)、および「欧洲前世紀ノ末ニ行ハレタル三権分立ノ説」(同78頁)に関する記述である。省略された部分の趣意は、大日本帝国憲法第五十七条の規定が、三権分立説に依拠して「司法権ノ独立」(同78頁)を謳っているのではなく、「不易ノ大則」(同78頁)として「我カ中古ノ制刑部省ノ設」(同77頁)立時から既にそうあったのだ、というものだ。つまり、実際の運用としては三権分立のように見えるけれども、その制度論的根拠は「三権分立ノ説」(同78頁)ではない、と。

対して引用の直前におけるテクストの論旨は「公正にして神聖なる天皇裁判」(第23段落)における驚嘆すべき〈統合〉であり、また引用直後に始まる第25段落もその反復と解される。したがってテクストが引用した『義解』(ダーシによって中略される以前のそれ)と、引用前後の段落、この二つは、論旨の力点の置き所が異なる。であれば一般的に考えて、『義解』の引用は、テクストの諸説を十分に補強するとは言い難い。とはいえテクストが自説の補強あるいは権

威づけのために『義解』を都合よく引用した、 それは欺瞞だ――と断ずるのは拙速だろう。と いうのは『義解』の理路は、〈政治〉に対する〈天 皇〉の直接介入を回避しつつ、それがゆえに発 揮される特殊な政治的効果の論理――〈隔たり〉 を保った〈一致〉としての〈祭政一致〉――を、 テクストが彫琢してゆく際の理路と同型をなす ものとして読みうるからだ。つまり〈隔たり〉 を保った〈一致〉は、日本国憲法における象徴 天皇制と実質的に同じ効果を持つけれども、し かしその制度論的根拠は日本国憲法に求められ るべきではなく、「不易ノ大則」(『義解』78頁) としてさまざまな法令や政治的実践に現象して いるのだ、と。この理路、前憲法的かつ前制度 的であり、それらに現象し続けている「不易ノ 大則」(『義解』78頁)としての〈国体〉というレ トリックが、『義解』とこのテクスト双方に現 象し、あるいは反復されている。テクストが『義 解』を引用した目的を確定することは困難だけ れども、このようにレトリックの共通性は見て 取れる。

ところで、この段落には奇妙な不在がある。 『義解』は大日本帝国憲法の逐条註解なのだか ら、当然第三条についての註解も書き込まれて いる。次のようなものだ。

第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スへカラス 恭テ按スルニ天地剖判シテ神聖位ヲ正ス [割注:古事記] 蓋天皇ハ天縦惟神至聖ニ シテ臣民群類ノ表ニ在リ欽仰スヘクシテ干 犯スヘカラス故ニ君主ハ固ヨリ法律ヲ敬重 セサルヘカラス而シテ法律ハ君主ヲ責問ス ルノカヲ有セス独不敬ヲ以テ其ノ身体ヲ干 涜スヘカラサルノミナラス併セテ指斥言議 ノ外ニ在ル者トス(『義解』 4頁)

ここには君主無答責の原則が示されている。『義

解』は「天皇」についての「神聖」を、このように解している。先に見たようにテクストは第 4段落で、

ここでは、主として日本天皇の神聖感について語り、天皇の神聖ということが、日本人にとって、いかなる意味を有するかということの一端を、解明したいと思う。

と課題を設定していたのだから、テクストが『義解』の第五十七条註解を引きながら第三条のそれを引証しなかったことは、端的に言って奇妙である。この奇妙さについて、テクストが展開した〈神聖〉とは全く異なったものであるが故に、第三条註解を引かなかった――と主意主義的に処理することは妥当だろうか。

ここでそもそも〈神聖〉とはなんだったのか、整理してみよう。テクストにはすでに、「神聖」に関する4つの見解が登場していた。①テクストが展開してきた〈神聖〉の論理。②「護憲論者の説」における、否定されるべきものとしての「神聖」「神聖感」(第3段落)。テクスト序論部はこれを批判していた。③三島由紀夫の「現御神論」における「神聖即絶対無謬説」(第12段落)。④テクストに不在としてある『義解』の第三条註解、君主無答責としての「神聖」。これら四つの「神聖」は、どのような関係にあるか。

テクストの内的論理から離れて、この四つを歴史的に登場した順序で並べてみると、④→②
→③→①となる。この順序を、論理的な順序として物語ることは可能だろう。すなわち④君主無答責としての「神聖」とその派生態が敗戦によって否定され<sup>(1)</sup>、②日本国憲法において「神聖」の語は採用されなかったが、それに対する批判として③神聖即絶対無謬説および①が登場する、などと。この物語は一定の説得力を持つ

ように感じられるけれども、国体に関する議論は日本国憲法の成立によって無意味なものとなった——という通俗的見解と、このテクストが語る〈国体〉論は、共生することができない。したがって $4\rightarrow2\rightarrow3\rightarrow1$ という順序は、テクストにとって否定すべき理解だと考えられる。

テクスト内的な見方だとどうか。①テクストが展開した〈神聖〉とは前憲法的かつ前制度的な次元にあって、④君主無答責はその歴史的派生態だと理解すれば、①-④の関係に特段の矛盾は生じない。ただ④にいう「神聖」は①の〈神聖〉に比べて狭小であり、ために十全な〈神聖〉の展開にあたって④が裨益するところはない。テクストが第三条註解を引かなかった理由についての本稿の解釈は、このようなものだ。

さて①テクストの立場にとって②「護憲論者の説」はどうか。序論部を読んだ際に見たように、②に関してテクストは「これを大変に旧時代的な異例のもののように評する者があるが、無知もはなはだしい」(第3段落)と批判していた。「無知」が詰られるべきなのは、知っていて当然の何かについて知らないからである。そしてその何かとは「国の元首の神聖を憲法で明記するのが一般の通例なので、いまの日本国憲法のように、国の象徴たる天皇の神聖をことさらに明記しないのが異例変則」(第3段落)、という知識である。

では①にとって③三島流の神聖即絶対無謬説は、どのように評価されるか。テクストが展開してきた〈神聖〉はその構造上、すべての人間に「罪とけがれ」(第5段落)すなわち〈獣性〉を与えていたし、〈獣性〉に対する〈反省〉によって〈神聖〉に都度至りうるのだった。テクストが「今上陛下の御製」(第10段落)を引用しつつ述べていたように、〈反省〉への「御精進」「努力」(第10段落)は〈天皇〉すら例外ではない。このような論理からすれば神聖即絶対無謬説

は、第12段落を考察した際に述べたように、誤りである。

まとめれば、テクストが展開した①〈神聖〉の論理を視座とすれば、②は「無知」(第3段落)、③は誤り、④は狭小だと理解されるだろう。したがってテクストの〈神聖〉論は、少なくとも②と③の双方を論敵として組み立てられている。つまり第4段落までに展開されていた日本国憲法批判・護憲論者批判だけが論旨を規定しているのではなく、三島流の神聖即絶対無謬説もまた、否定されるべきものとして論旨を規定している。

これら複数の否定的規定性は、テクスト全体 に複数の困難さを与えているように思われる。 すなわち、

A. すべての人間は、〈獣性〉を本性とするが ゆえに〈神聖〉に触れ得る。このテーゼは社会 についても同型であって、すなわち〈分裂〉を 常態とするからこそ一瞬の〈統合〉が可能とな る。〈神聖〉〈統合〉は永遠ではない。この立場 から見れば、〈神聖〉の次元を欠いた人間論・ 政治社会論はもちろんのこと、〈獣性〉への洞 察を欠いた天皇論・政治社会論も、誤謬である。 B. 「いまの日本人は、神聖などといえば、通 常の人間心理とは、ほど遠い非常識な不自然の ことのように思う者があるらしいが、それは誤 りである」(第4段落)。しかし〈人間〉の日常 態は〈獣性〉であり、〈神聖〉への飛躍は〈反省〉 を媒介とせざるを得ないという意味において は、「非常識な不自然のこと」(第4段落)である。 また第21段落の詔書起草閣議、第22段落の司法・ 裁判の場に見たように、根本において利害を異 にするひとびとが天皇の名において合意を形成 し瞬間的な統合をなすとき、「通常の人間心理 とは、ほど遠い」(第4段落)状態にある。

C. 日本国憲法は「祖国への神聖感、忠誠をまったく否定している」(第1段落)と断じられる一

方で、第24段落に見たように、〈神聖〉は二つの憲法をまたいで現象している。日本国憲法は「神聖」という語彙こそ用いてはいないが、第七十六条第三項の規定は、〈神聖〉の構造を保持していることを、第22段落が論証している。D.〈祭政一致〉とは〈祭祀〉と〈政治〉との棲み分けを前提として、その〈隔たり〉を厳格に保持しつつ〈統合〉をなすことである。それは〈天皇〉による個別具体的な〈統治〉、〈親政〉を意味しないし、むしろ否定している。

E. 〈神聖〉の構造の世界的普遍性の問題、とりわけ〈天皇〉の普遍性。これについては次の段落で扱う。

#### 25 立法、行政のことにしても、

大日本帝国憲法第七十六条と『義解』の釈義 を引用した直後の本段落は、また唐突に〈修羅 場〉論を繰り返す。

立法、行政のことにしても、とくに裁判の ごとき場においては、人々の利害は相反し、 対決闘争の修羅場と化しやすい場所である。

すなわち〈統治〉の場を放任すれば各人の利害がぶつかり合う〈修羅場〉となり、やがて〈分裂〉する、のだという。さて一つ前の第24段落での『義解』引用文中に「修羅場」という語彙は登場しないし、司法・裁判の場を〈修羅場〉だと引用文が説明していたわけでもない。つまり第24段落に引用された大日本帝国憲法と『義解』は、第23段落と第25段落で展開される〈修羅場〉に挟撃され、いわば外部から真意を補填される形になっている。

この挟撃をもって、このテクストは牽強付会 に資料を解釈していると評価できなくもない が、しかし前段落を読んだ際に触れたように、 〈神聖〉の構造は他のテクストを巻き込み、自 らの構造に布置し直す、マニュフェスト的、前 文書的性格を持っていた。したがって『義解』 はもちろん大日本帝国憲法に対しても、テクス トがその外部にいながら真意を明かしうる前憲 法的振る舞いをなすことは、〈神聖〉の構造か らしてなんら奇妙なことではない。つまり憲法 以下の〈政体〉に対し、テクストが展開した〈神 聖〉の構造は〈国体〉の地位にあるのであって、 それら〈国体〉〈政体〉の両者もまた、関係性 としての〈隔たり〉の両極に置かれている。

ところで、この前憲法的な〈神聖〉の構造は、 その世界的な普遍性についてどのような態度を 取るか。〈神聖〉の構造において、〈人間〉にとっ ての〈獣性〉と「国家統治」にとっての〈修羅 場〉は、同型をなすと考えてよい。〈修羅場〉 は第16段で述べられていた〈政治〉の本性であっ て、本段落の言葉を借りれば「それをただ自然 の勢いだと放任しておけば、一国は分裂して崩 れて行く危機をさけがたい」。本段落における 〈修羅場〉の描写は、第5段における〈人間〉 の〈獣性〉描写と同様に、国家・国籍を限定し ていないという意味で、普遍性を与えられてい る。どのような国のどのようなひとびとであれ、 それが統治に関わる空間であれば、そしてそれ を「放任しておけば」、そこは〈修羅場〉となる。 では「この天皇を、日本人は現御神(現人神) という」(第9段落)〈日本〉の外部、仮に〈非日 本〉と呼ぶとして、そこで〈獣性〉〈修羅場〉 を〈反省〉へと至らせる契機はあるのか。さし あたり3つの可能性が考えられる。

①〈非日本〉においては、〈獣性〉〈修羅場〉を 〈反省〉の媒介によって〈神聖〉〈統合〉へと至 らしめる契機が存在しない。したがって〈非日 本〉はいずれすべて〈分裂〉する。〈非日本〉 における〈神聖〉の構造について詮索を要しな い明快な説である。

②それぞれの国に、それぞれの〈国体〉がある。

すべての〈非日本〉には〈天皇〉と同様の働きをなす存在があって、それによって〈獣性〉〈修羅場〉が都度〈反省〉され、都度統合されている。このことは、「英国や北欧諸国の国王」(第4段落)の存在に限られないし、憲法上神聖と規定された君主権者の有無にも関わらない。

③〈非日本〉の〈人間〉は〈獣性〉が比較的弱く、したがって〈修羅場〉になりにくい。ために〈天皇〉と同様の働きをなす存在が不確かであっても、〈非日本〉は滅多に分裂崩壊することなく、存在し続ける。これを逆に考えれば、第13段を読んだ際にも触れたけれども、〈日本人〉は比較的〈獣性〉が強く〈反省〉に乏しいため、放任すれば〈分裂〉してしまう、だからからこそ〈天皇〉の存在が必要だ、という帰結になる。

これら3つの可能性はそれぞれに得失があって、いずれが妥当か、テクストの理路からは判断しがたい。

#### 26 それを救うのが、

「それを救うのが、天皇統治の大権というものである」の「それ」とは、前段落にいう〈修羅場〉の亢進による国家〈分裂〉、そして〈日本人〉の〈神聖をもとめる心〉の消滅だと考えて良い。本段落において〈天皇統治の大権〉とは、人心を〈獣性〉から救い〈神聖〉へと至らしめ、統治の場すなわち〈政治〉を〈修羅場〉から救い〈統合〉へと至らしめる、そのような効験を持つものとして規定されている。言い換えれば〈反省〉させる力なのだ。

「大権」という語彙はテクストに既出であるから、振り返っておこう。第7段落では「祭祀大権」、〈日本人〉が行う多様な〈祭り〉を監督する〈天皇〉固有の権能として提示されていた。第12段落は三島説の紹介およびその遠慮がちな批判で、三島の「祭祀大権」の宣揚は慧眼だけ

れども、その神聖即絶対無謬説は否定する、という趣旨だ。第14段落は、「祭祀大権者を、日本では天下統治の大君と仰いで来た」(第14段落) 次方が帰属するとしつつも、しかし同一目的・別作用を理由として〈祭祀〉と〈政治〉とを〈隔たり〉あるものとして位置付ける――それもまた〈祭祀〉的関係性なのだけれども――という作業が行われた。

では本段落に言われる〈大権〉はどのような ものか。

それぞれの国家の公的な機関があって、その責任と権限とにおいて統治に参与する。 しかして、その国家機関の権限や責任については、社会政治情勢の推移によって、変遷し対応して行かねばならないであろう (政体の改正、または変革)。しかしながら、その統治の大権そのものは、天皇に帰属するとの理義を失ってはならない。これが日本人の伝統的な信条であった。

歴史的に変化しうる「それぞれの国家の公的な機関」に超越するものが「統治の大権」であり、ここまでたびたび見てきたように、それら「機関」を〈独立〉させつつ賦活する、つまり〈隔たり〉を保ちながら〈一致〉を促す、そのような権能である。「(政体の改正、または変革)」という括弧書きに、〈政体〉と区別され〈政体〉を超越する次元に〈国体〉が紐づけられている、と読むこともできるだろう。このような〈国体〉と、政体〉は、やはり〈隔たり〉を持つ。〈政体〉は歴史的変化を要するが、〈国体〉はそうではない。〈政体〉は憲法や法令によって根拠づけられるが、〈国体〉はそうではない。

前段落で見たように、〈国体〉とは、本稿が 考察してきた〈神聖〉の構造のことだと考えた い。この〈神聖〉の構造=〈国体〉が〈人間〉や〈政治〉や統治の場を賦活するとして、では〈神聖〉の構造=〈国体〉そのものを賦活するものは何か。引用箇所によれば、それは「理義」であり、「理義」に対する「日本人の伝統的な信条であった」という。つまり〈国体〉=〈神聖〉の構造は前憲法的次元にあるだけでなく、前文書的なものでもある<sup>(2)</sup>。ではなぜこのような「理義」と「信条」とが生まれ、かつ「伝統」として再生産されてきたのか。テクストは理由を述べている。

それは、この理義を明確にしておくことによってのみ、日本国の統治そのものを涯《はて》しのない対決闘争と罪けがれから守り、日本の民心に「神聖をもとめる心」を保全し得ると信じたからである。

「保全し得ると信じた」の主語は〈日本人〉だ と見て良いだろう。つまり〈神聖〉の構造の第 一原因、〈国体〉の根基は、〈日本人〉が「信じ たからである |。その「信じた | 内実とは、〈統 治の場〉の本性としての〈修羅場〉から国家を 救い、〈人間〉の本性としての〈獣性〉から〈日 本人〉を救うために、「天皇統治の大権」が必 要である、というものだ。端的に言えば〈国体〉 =〈神聖〉の構造とは、〈日本人〉が〈日本人〉 と〈日本〉を救うための、前文書的プログラム であるらしい。ただこのように言うと、むしろ その特徴が曖昧になってしまうかもしれない。 テクストが提示する〈国体〉は、いわゆる天皇 崇敬論・天皇信仰とも、天皇親政論とも異なる 立て付けになっている点に、際立った特異性が ある。この〈国体〉は神話や歴史、祭祀論を参 照することもない。神話等の知識と権威に依存 できない=基礎づけられないという弱みを含む 反面、それら知識の争論や権威の上昇下降に巻

き込まれない、という強みを持つ。

#### 27 天皇こそは、日本人に対して、

この段落の趣旨は、第7・第8・第13段落の記述の要約のようにも思われるが、しかしそれらと異なるのは、〈天皇〉〈日本人〉〈神聖感〉〈祭祀〉の関係性が、〈統治大権〉を基礎づける〈祭祀大権〉として、あらためて構造化され語られている点にある。この構造化の結節点に、第26段落と同様「信ぜられた」すなわち〈日本人〉の〈天皇〉に対する〈信〉が措定される。前段落はこの〈信〉の内実が「統治の大権」(第26段落)であったところ、本段落ではそれが「日本人に対して、神聖感を授け得る唯一にして共通の存在」となる。この「神聖感を授け得る」は何かしら秘義めいた表現だけれども、〈神聖〉の構造を踏まえれば、これが意味するところは、①何を〈祭祀〉すべきかについて判断し

②自ら〈祭祀〉を実践することによって〈日本

人〉に対して〈神聖をもとめる心〉の範を示す ③ただし決して〈政治〉には触れずに、〈隔たり〉 を保って

ということだと思う。これらは〈天皇〉の〈統治大権〉の範疇ではなく〈祭祀大権〉のそれなのだけれども、しかしそのようにテクストが記述するのはこの段落ではなく、次の第28段落、また前に探せば第7段落である。〈日本人〉の〈天皇〉に対する〈信〉のあり方を述べた前段落第26段落とこの第27段落は、それぞれ〈統治大権〉についての〈信〉と〈祭祀大権〉のそれを説明したものと考えて良いだろう。しかしこの二種の〈信〉は、第26段落から第27段落への展開どおり、〈祭祀大権〉への〈信〉が〈統治大権〉へのそれを基礎づける関係にある。

さて「天皇こそは、日本人に対して、神聖感を授け得る唯一にして共通の存在と信ぜられた」という一文について考えたいことが3点あ

る。(A)「日本人に対して」という限定には、〈日 本人〉ではないひとびとに対しては適用されな い、あるいはこの「存在」を認めないひとびと は〈日本人〉ではないという含意を読むことが できるし、このことはここまでみてきた〈神聖〉 の構造から言っても無理のない解釈だと思う。 (B)この「存在」が「唯一にして共通」だとい うことは、他のもろもろの「存在」、たとえば 個別具体的な神仏や信仰対象は「唯一にして共 通」ではない、ということになる。(C)〈日本人〉 の〈信〉であるという表現は、それが〈天皇〉 の能動的な行為、いわば〈信〉ぜよという強制 ではなく、〈日本人〉の能動的自発的な〈信〉 に基づくことを示唆している。「この天皇を、 日本人は現御神(現人神)という」(第9段落)、 また「この祭り主たる天皇、祭祀大権者を、日 本では天下統治の大君と仰いで来たのである | (第14段落)と述べていたことも勘案すれば、〈日 本人〉 = 〈呼ぶ〉能動的な存在、〈天皇〉 = 〈呼 ばれる〉受動的な存在、という関係性は、〈神聖〉 の構造に一貫して観察される。そして複数〈日 本人〉が〈呼ぶ〉宛てどころは、〈天皇〉が「唯 ーにして共通」なのであると<sup>(3)</sup>。そしてこの 〈信〉、〈呼ぶ〉ことは、〈天皇〉を「祭神」(第9 段落)として祀ることではない。

では〈天皇〉の能動的行為とは何か。それを 提示するのが次の一文「しかしてその神聖感の もとづくところは、天皇が、日常不断、この国 の始祖たる皇祖に対して、ただひたすらにお祭 りをなさる方である、というところから生ずる」 である。「皇祖」を対象とする〈天皇〉の能動 的な〈祭祀〉が、〈天皇〉に対する〈日本人〉 の能動的な〈信〉を再生産する。このことを逆 に考えれば、〈天皇〉はこの規定通りの〈祭祀〉 を行わなければならない。もしそれがなされな ければ、〈日本人〉の〈信〉が成立し得ず、ゆ えに〈日本人〉の〈神聖感〉は再生産されず、 やがて国家は〈分裂〉してしまうかもしれない。 このように考えれば、テクストにおける〈祭祀大権〉の宣揚はまずもって〈天皇〉に宛てられたもの、〈祭祀〉専念義務を〈天皇〉に説いたものだと理解することもできる<sup>(4)</sup>。〈神聖〉〈天皇〉は、〈反省〉〈天皇〉なのだ。

- 28 しかるに、今やその国体は大きくゆがめられている。 および
- 29 これでは日本国の政治が紊乱し、 および
- 30 日本国を憂うべき現状から救い出すには、

第28段落から第30段落は結論部だと見做しう る。「しかるに」(第28段落)が、これまでありう べき〈国体〉の構造論から、憂うべき〈国体〉 の現状へと場面を転換させる。すなわち現状に おいて〈国体〉は「大きくゆがめられている」(第 28段落)。それは憲法が〈祭祀大権〉規定を欠 いていて、「天皇は象徴として、最高の儀礼を 執行される地位には止まっておられるけれど も、ことさらに国政上の権能なきもの」(第28段 落)とされているからだ。これがために〈日本人〉 は〈神聖〉に心を向け〈反省〉をなすことがで きず、また〈政治〉は〈修羅場〉から脱するこ とができない。「日本国」が「統合するところ を失うにいたるのは、やむをえないであろう」 (第29段落)、すなわちやがて〈日本〉は〈分裂〉 する。だから「日本国を憂うべき現状から救い 出すには、天皇の祭祀大権を確立し、皇位の重 きことを再確認するよりほかにない | (第30段 落)。

ところで同様の趣旨の批判は、テクストの第 1段落から第4段落の序論部においてすでに展 開されていた。では序論部と結論部は、同内容 の反復なのだろうか。本稿は、テクスト序論部 と結論部のあいだに観察される微妙な差異を、 本論部における〈神聖〉の構造の展開・提示と 関連づけて考える。すなわち次のような仮定だ。 序論部においては本論部が未だ導入されておらず、対して結論部は本論部を媒介した主張が提示されるとすれば<sup>(5)</sup>、結論部は〈神聖〉の構造 = 〈国体〉によって構造化された、あるいは変形を被った序論部だ、と。以下、変化として考えられるものを三点挙げよう。

①序論部の批判の矛先は、日本国憲法の世界的 特殊性に向けられていた。

国の元首の神聖を憲法で明記するのが一般 の通例なので、いまの日本国憲法のように、 国の象徴たる天皇の神聖をことさらに明記 しないのが異例変則なのである。(第3段 落)

対して結論部は、「今やその国体は大きくゆがめられている」(第28段落)と、日本国憲法の国体歪曲効果とでもいうべきものに向けられている。第25段落で見たように、この〈国体〉の世界的普遍性、つまり〈日本人〉以外にも〈神聖〉の構造が妥当するかという問題は、このテクストにおいては解決されていない。であればいまのところ〈国体〉は世界的に特殊なものと言わざるを得ないし、それに根基づけられた日本国憲法が世界的に「異例変則」(第3段落)であることは、論理的には無理ないことだ。

②序論部の日本国憲法批判においては「神聖」のみが問題とされたのではなかった。「祖国への神聖感、忠誠をまったく否定している」(第1段落)、「この憲法は忠誠無用の思想的立場で体系づけられているが、国が国として存続するかぎり、国は国民に忠誠を期待する本質を固有している」(第2段落)、また日本国憲法第二十二条について「忠誠否定の権利を保障しているわけである」(第2段落)等、「神聖」「神聖感」と「忠誠」はなにかしら接合されたものとして登場する。けれども結論部には、「忠誠」の語、ある

いはそれを実質的に担保するような論理が登場 することはない。むしろすでに見たように、「忠 誠 | を伴わない〈国体〉は、大日本帝国憲法だ けでなく日本国憲法においても――それがたと え国体歪曲効果を持つにせよ――働いている。 さきに序論部として区画した範囲を外れるけれ ども、第5段落での印象的な人間本性論の導入 において、テクストは「神聖に近づきたいとの 精神的欲求」(第5段落)を持つ〈人間〉について、 「この精神が高められれば、やがては生物的本 能の中で、もっとも根づよい生命保存の本能に すら打ち克って、高貴なる精神のために自らの 生命すら捧げようとの心となる | (第5段落)と 述べていた。だが結論部で提示された〈国体〉は、 それほどの強度を持つものであるようには見え ない。

③序論部と結論部で「神聖」の内実・強度が変化するのに並行して、それが要請される対象も変化している。第26段落で触れた〈祭祀大権者〉、すべての〈日本人〉の〈信〉が凝集する単一対象としての〈天皇〉という規定を思い起こせば、〈神聖〉の構造の第一の名宛人は〈日本人〉の〈神聖感〉の根源たるべき存在であって、〈日本人〉ではない。そしてこのような〈祭祀大権者〉への要請は、三島が構想した――とテクストが語ったところの――「神聖即絶対無謬」〈第12段落)者への要請とは、異なる内実を持つと思う。⑥。

#### 31 追記

なぜ結論部の後に「追記」が配置されているのか。本稿が考察の対象としたテクストより以前の版との比較が必要だけれども、本稿執筆時点では未見である。ただ内容から考えて、第26段落の論述にかかわる追記であろう。この「追記」は三つの主張から構成されている。(A)段落冒頭の一文「祭祀大権と統治大権とが表と裏

になって統合されるというところに、日本の国体がある」、つまりテクストの行論上別の概念として考察された〈祭祀大権〉〈統治大権〉の〈統合〉 — 〈天皇〉における、と理解して良いだろう——こそが〈国体〉を構成するということ、(B)「この理義」は「憲法と皇室典範と」によって担保・確立されるべきで、そうでなければ「日本国の神聖は回復されない」、(C)ただし〈統合〉するものとはいえ、〈統治大権〉と異なり「統治権」の具体的な所在は「政体の問題」であり、その歴史的変遷は肯定される。それは「万世不易の国体とは異なる」。つまり〈国体〉は、必ずしも〈親政〉を要請しないし、〈統治権〉〈政体〉の可変性をあらかじめ含み持っている。これらを踏まえて論点を三つ挙げよう。

①(B)で触れた「皇室典範」は、テクスト中こ の一箇所のみに登場する。序論部・結論部にお いて批判されていたのは日本国憲法であった し、本論部において〈神聖〉の構造が組み上げ られていく過程において「皇室典範」が参照さ れることはなかった。したがってこのテクスト のみから「皇室典範」についてこれ以上の考察 を行うことは難しいのだけれども、そこにはな んらかの可能性が伏在しているかもしれない。 ②〈祭祀大権〉〈統治大権〉の〈統合〉は、第 27段落で触れたように、〈日本人〉の二種の、 しかし等価ではない〈信〉の〈天皇〉における 〈統合〉であり、それは〈統合〉されるべきも のとして〈隔たり〉を保つ別概念である。この あり方は、第21段落で見た〈祭祀〉と〈政治〉 の〈隔たり〉を保った〈祭政一致〉としての〈神 聖をもとめる心〉と同型をなしている。であれ ばこの〈国体〉そのものも、恒常的に〈統合〉 が実現しているわけではないこと、〈統合〉が 持続しないことが、その存在条件となるのでは ないか。つまり〈神聖〉についてと同様に、〈統 合〉は所与の事実などではなく、日常態として

の〈分裂〉の只中から、それへの〈反省〉を媒介としてもとめられ続けるもの、ではなかろうか。 ③このように考えれば、国民〈分裂〉の徴候を感知し、それを憂い、〈統合〉へと心を向けるこのテクストの営みそのものが、自らの描き出した〈神聖をもとめる心〉の発展段階を、論考という形式で再演している、と見ることができるかもしれない。そしてこの〈反省〉は、反復するが持続することはないだろう。

#### おわりに

葦津のテクストの論理を把握すること、そしてこの論理を支える不在や否定に目配りすること、これらが本稿の目論見だった。概略的にいえば、テクストは日本国憲法とその擁護者を批判しつつ、しかし実際に提示された〈神聖〉の構造 = 〈国体〉は、前憲法的次元から日本国憲法を一定の仕方で裏打ちするが、憲法によって歪曲されるような内実と強度のものであり、また「忠誠」概念をその構造の中に適切に位置付けることもなかった(□)。むしろテクストの主眼あるいは主敵は日本国憲法および擁護者ではなく、三島の「神聖即絶対無謬説」かもしれない、というのが本稿の見立てである。

また本稿冒頭に触れた、星野輝興の祭祀学との相違について。「天皇」に対して果てしない「祭祀」の努力を要請する点、また自説を一種の民族信仰として――逆にいえば、別のテクストにおいて葦津がたびたびその学風を称揚し<sup>(8)</sup>また敬慕の念を示し<sup>(9)</sup>ていた今泉定助の皇道論のように、万象万物の運動法則として「国体」を取り扱う、のではなく――基礎づける点、そしてこの「国体」の存続は「天皇」と「国民」の努力にかかっており、たんに「国体」を認知し理解する以上の行為が求められる点について、類似が認められる。一方で異なる点も多くある。一例を挙げれば星野祭祀学は、日本の「国体」

の世界的卓越性を、「万世一系」によって可視 化されるその歴史的実現に認めていたと言え る。対して葦津のテクストは、繰り返し述べて きたように、〈国体〉の世界的位置付けには言 及していない。〈国体〉そして〈天皇〉の世界 的位置付けは、冒頭に触れた「神典擁護運動」 の主題の一つだった。星野祭祀学との相違、今 泉皇道論への参照の欠如、そして〈神聖〉の構 造の世界的普遍性の不明確さをもって、テクス トにおける「神典擁護運動」のトラウマの屈折 した発現だと言えなくもないだろうけれども、 しかしその屈折を具体的に考察する工程に進め ば、もはやトラウマの隠喩系を採用する必要は ないだろう。

最後に島薗進「国家神道・神聖天皇崇敬の「見えない化」――葦津珍彦の言説戦略とその系譜」<sup>(10)</sup>について簡単に見解を述べておく。というのも島薗論文は、「神聖をもとめる心――祭祀の統治への影響」という葦津の論考<sup>(11)</sup>を、主要な分析対象として扱っているからだ。

島薗論文の要点は、(A) 葦津は「国家神道」およびその周辺に関する戦後諸学の研究成果を組み込まない、(B) 葦津には、その政治的目的のためにあえて神道の政治的社会的機能を小さく見せるという戦略がある、(C)この戦略は「実証性を強調」(148頁)することによって国家神道概念の有効性を低く評価するが、近年はこの戦略に絡め取られている研究もある――というものだと思われる。ここで「神聖をもとめる心」読解は(A)に関わっているらしく、次のように言う。

ここで「見えない化」されているものがある。それは近代日本の神聖天皇の歴史、神聖天皇の崇敬であり、それが日本社会にもたらした大きな影響の諸側面である。(139頁)

この指摘は概ね首肯できるものの、しかし同 時に、他ならぬこのマニュフェスト「神聖をも とめる心」に対して、戦後諸学の先行研究への 適切な参照を求めるのは、外部査読者的な評価 であるようにも思われる。島薗論文の読解と本 稿のそれを比較した場合、葦津とそのテクスト の関係についての理解が決定的に異なる。すな わち島薗論文が、論者の戦略の表出としてテク ストを読む(あるいは読まない)のに対して、本 稿は葦津の思惑――それ自体もテクストから考 えるしかないのだけれども――と、「神聖をも とめる心」なるテクストのあいだ、あるいはテ クストの提示した論理とのあいだに、複数の〈隔 たり〉、齟齬、分裂を読む。意地悪な言い方を すれば、島薗論文で「見えない化」されていた のはテクストそのものであり、葦津そのひとに は還元できない葦津のテクストの諸側面である のに対し、本稿が「見えない化」しているのは、 テクストが置かれ、あるいは自らをねじ込もう とした、個別具体的な歴史・社会の次元である。

#### 【注】

- (1) 日本国憲法下においても、天皇は民事刑事とも裁判権が及ばないという判例(最高裁平成元年11月20日第2小法廷判決)が示されていることをもって、④君主無答責としての「神聖」は実質的に存続している、ただしその根拠は『義解』とは異なる、と考えることができるかもしれない。水島朝穂「178天皇と民事裁判権」、高橋和之・長谷部恭男・石川健治編『別冊ジュリストNo.187 憲法判例百選第5版Ⅱ』、有斐閣、2007年、370~371頁。小林節「168天皇と民事裁判権」、長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『別冊ジュリストNo. 218 憲法判例百選第6版Ⅲ』、有斐閣、2013年、358~359頁。
- (2) 日本国憲法第一条の「象徴」「日本国民の総意」 という語彙を、この段落に言う「理義」「信条」 として解釈すれば、テクストの提示する〈国体〉 は、第一条と齟齬をきたさない、とも読める。
- (3) 別のテクストになるが、「国民統合の象徴」末

尾には、よく似たモチーフが登場する。

だから問題は、スター心理的な色彩や要 素があるかないかといふ点にあるのでは ない。おそらく絶世の天才的スターがい かなる名演出を試みたとしても、スター の結婚には、東宮御結婚ほどのブームは 起らない。忠君愛国の倫理主義に固まっ た一徹の老人から、戦後派ビート族のハ イティーンにいたるまで、およそいかな る点にも共通の心理のありさうに見えな い数千万の日本人の関心が、たゞ一点に 集中する。こゝに問題がある。この意識 を道徳的とか宗教的とか政治的とかいっ て割りきれるものではない。そこには、 多分さまざまの多彩なものが潜在する。 とにかく絶大なる国民大衆の関心をひき つける心理的な力である。これが国およ び国民統合の象徴としての天皇制を支へ

董津珍彦「国民統合の象徴」董津珍彦選集編集委員会編集『董津珍彦選集(第一巻)――天皇・神道・憲法――』神社新報社、1996年、48頁。初出は『思想の科学 特集・天皇制』、思想の科学社、1962年4月。

- (4) (A)日本人の天皇に対する神聖感の根本に(B) 天皇の皇祖に対する神聖感があるのだから、 第12段落で触れた、テクストと、テクストに 召喚されたところの三島の両者が、神聖に対 する天皇の関心の希薄化を憂いている、とい う解釈は捨てきれないとも思う。
- (5) 序論が未熟な主張の導入であり、結論が成熟したそれの確立だ、という見方は一般的な妥当性を持つわけではない。また一般的にいって、序論から結論へとリニアに書き進めるとは限らないし、都度原稿全体に手を入れることもあるのだから、思考の順序と原稿上の排列は当然に一致しない。また論証の順序というものがあれば、それも先の二者と一致するとは前提できない。
- (6) ラフスケッチに過ぎないが、「神聖即絶対無謬」者は、すべてを自らの責任として引き受けなければならず、おそらくこの無制限の責任の引き受けが、「神聖」の源泉となる。この意味で「神聖即絶対無謬」は「神聖即無限責任」である。これと比較すれば、テクストの提出した〈神聖〉の構造は、その特性としての〈隔

たり〉によって〈天皇〉の責任を〈祭祀〉へ と限定する。

- (7) ただし、第22段落で大日本帝国憲法・日本国 憲法・テクストを対照した表を思い起こせば、 法と良心に従うことが〈忠誠〉である、と読 むことも可能である。
- (8) たとえば葦津は次のように書いている。

維新政府は、たしかに祭政一致の旗を掲げたのではあったが、神道人は時代おくれの存在として敬して遠ざけられてしまふやうになった。神道史上に有名な人々も、すべて敬遠されたといってもいい。明治時代の皇室制度や祭祀制度の調査などのことで、当局に重んぜられた神道人も、ないではないが、ひろい国政の上から見れば、第二線の場か、第二級の地位にすぎない。

だが今泉先生の晩年の活動は、明らかに それらのものとは異って、第一線の第一 級的な立場での活動だった。歴代の総理 大臣が、ほとんどその教説をきいた。[中 略]

先生の教説をきいたのは、宰相のやうな 高位高官の人ばかりではなかった。「中略」 この軍部には、将軍連中から青年将校に いたるまで、先生の教を求めて、その門 をたたく人がすこぶる多かった。またこ の時代には、在野の国家主義運動が活発 で、大きな影響力を有ってゐたが、それ らの運動の指導者や青年の中にも、先生 から精神的指導をうけた人人が、すこぶ る多かった。「中略」ある意味では、近代 神道史上に於て、今泉先生は、もっとも 華々しい活動の機会を与へられた存在 だったともいひ得る。私は、このやうな 意味から考へても、近代の日本思想史 一とくに神道的国体思想史の上で、今 泉定助先生の人間と思想とを知ることは、 大切なことだと思ふ。

章津珍彦「今泉定助先生を語る――その思想と人間――」葦津珍彦選集編集委員会編集『葦津珍彦選集(第三巻)――時局・人物論――』神社新報社、1996年、677~679頁。初出は『今泉定助先生研究全集』、日本大学今泉研究所、1969年。

(9) たとえば葦津は次のように書いている。

ここでは、ただ今泉先生を語るために、この一エピソードに言及したのである。 私は、この時ばかりではないが、先生の 知己に感激した。浅学非才の一門下生に 対しても、その決意と熱情とをみとしれ ば、先生は、その社会的名声も地位も未 てる覚悟で、信頼して下さった。八八烈せ で家とは思はれない大胆さ、烈せられた。ここに今泉先生の非凡にして れた。ここに今泉先生の非凡にして があった。それは世の所謂の が 派国学者流の中に見出しがたいもず あった。先生が、卓然として一世を指 されたことは決して故なきことではない。

章津珍彦「今泉定助先生を語る――その思想と人間――」 章津珍彦選集編集委員会編集『章津珍彦選集(第三巻)――時局・人物論――』神社新報社、1996年、759頁。初出は『今泉定助先生研究全集』、日本大学今泉研究所、1969年。

- (10) 「(第六章)国家神道・神聖天皇崇敬の「見えない化」――葦津珍彦の言説戦略とその系譜」『戦後日本と国家神道――天皇崇敬をめぐる宗教と政治』岩波書店、2021年。
- (11) 島薗が参照するテクストは、葦津珍彦『天皇――昭和から平成へ』(1989年)に第三章として所収された版とあり、本稿が参照したテクストと差異があるとも想定されるが、未確認である。

【参考文献】刊行順、前号掲載分を除く 伊藤博文『大日本帝国憲法義解』渡邊洪基、1889年 葦津珍彦「国民統合の象徴」葦津珍彦選集編集委 員会編集『葦津珍彦選集(第一巻)――天皇・ 神道・憲法――』神社新報社、1996年

- 董津珍彦「今泉定助先生を語る──その思想と人間──」董津珍彦選集編集委員会編集『董津珍彦選集(第三巻)──時局・人物論──』神社新報社、1996年
- 水島朝穂「178 天皇と民事裁判権」、高橋和之・長谷部恭男・石川健治編『別冊ジュリストNo. 187 憲法判例百選 第5版 II』、有斐閣、2007 在
- 小林節「168天皇と民事裁判権」、長谷部恭男・石 川健治・宍戸常寿編『別冊ジュリストNo. 218 憲法判例百選 第6版 Ⅱ』、有斐閣、2013年

#### 葦津珍彦「神聖をもとめる心」注解(三)

えない化」――葦津珍彦の言説戦略とその系 る宗教と政治』岩波書店、2021年

島薗進「(第六章)国家神道・神聖天皇崇敬の「見 譜」『戦後日本と国家神道――天皇崇敬をめぐ